

○鳥取県警察の施策を示す訓令・通達の公表基準の制定について(例規通達)

(平成 18 年 6 月 30 日鳥取県民例規第 3 号 鳥務例規第 16 号 鳥情管例規第 11 号)

改正 平成 24 年 4 月 5 日 鳥取県民例規第 5 号 鳥務例規第 12 号 平成 27 年 3 月 6 日鳥務例規第 2 号

各所属長

このたび、警察行政の透明性を確保するとともに、県民に対する説明責任を果たすため、別添のとおり「鳥取県警察の施策を示す訓令・通達の公表基準」を制定し、平成 18 年 6 月 30 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察の施策を示す訓令・通達の公表基準

1 目的

この基準は、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、鳥取県警察の施策を示す訓令・通達について、原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 訓令

鳥取県警察の文書の取扱いに関する訓令（平成 24 年鳥取県警察本部訓令第 15 号。以下「文書取扱訓令」という。）第 3 条第 2 項第 5 号に規定する文書をいう。

(2) 例規通達

文書取扱訓令第 3 条第 3 項第 1 号に規定する文書（警察本部長が定めるものに限る。）をいう。

(3) 鳥取県警察の施策を示す訓令・通達

鳥取県警察の発出する訓令及び例規通達のうち、次に掲げるものを除いた文書をいう。

(ア) 鳥取県警察の内部管理（人事、会計、給与、福利厚生、施設、教養等）に関するもの

(イ) 電算システムに関する技術的又は補足的な事項（コード表の制定、入力帳票の記入要領等）を定めるもの

(ウ) その他業務に関する報告要領等を定めたものなど県民生活に影響を及ぼさないもの

3 公表基準

(1) 鳥取県警察の施策を示す訓令・通達（以下「訓令等」という。）のうち、鳥取県情報公開条例（平成 12 年 3 月鳥取県条例第 2 号）第 9 条第 2 項各号に掲げる非開示情報（以下「非開示情報」という。）を含まないものについては、全文を公表することとする。

- (2) 訓令等のうち、非開示情報を含むものについては、その名称及び概要について公表に努めることとする。ただし、訓令等の名称に非開示情報が含まれる場合及び非開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないこととする。
- (3) 訓令等に当たらないものについても、県民の関心の高い事項を内容とするもの等については、本基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めることとする。

#### 4 公表時期

- (1) 本基準の施行後に発出する訓令等については、発出後速やかに公表することとする。
- (2) 本基準の施行前に発出され、かつ、効力を有する訓令等については、本基準の施行後順次公表することとする。
- (3) 公表期間については、当該訓令等が効力を有する期間とする。

#### 5 公表方法

訓令等は、鳥取県警察ホームページに掲載するとともに、警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）に備え付けて一般の閲覧に供することにより公表する。

#### 6 公表手続

- (1) 訓令等を起案するときは、文書取扱訓令第13条第3項の規定に基づき、施行文書の一般への公表について、あらかじめ、広報県民課と協議を行うものとする。
- (2) 警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、(1)の協議の結果、全文又は概要を公表することとされた訓令等について、施行文書の收受後、速やかに、鳥取県警察ホームページへの掲載に係る必要な処理を行うとともに、当該文書を広報県民課に備え付けるものとする。
- (3) 広報県民課長は、公表している訓令等を廃止する旨の施行文書を收受したときは、速やかに、鳥取県警察ホームページからの削除に係る必要な処理を行うとともに、当該文書の閲覧を終了することとする。